

毛呂山町にお住まいの方
毛呂山町に移住を検討中の方



毛 呂 山 町

New!

定住促進補助金

家を新築・購入しようと考えている方
空き家を購入し、リフォームしようと考えている方

ご相談ください！新制度ははじめました！

担当：毛呂山町役場企画財政課企画係

電話：049-295-2112（内線322）

MAIL：kizai@town.moroyama.lg.jp

電話・メールどちらでもお気軽にどうぞ！

※制度の詳細な内容は下記よりご確認ください。

新築・購入で
最大

50万円

※必要経費の1/10上限



リフォーム
でも
最大

50万円

※必要経費の1/2上限



新築・購入



対象者：子育て世帯※・39歳までの方

※18歳までの子どもがいる世帯のこと(出産予定も含む)

住宅を購入・新築した場合

30万円

- 町内事業者が施工した場合 +10万円
- 町外から転入された場合 +10万円
(必要経費の1/10が限度額です)

住宅改修



対象者：どなたでも※

※町内の中古住宅を購入しリフォームした方

町内の空き家を購入・リフォームした場合

20万円

さらに

- 町内事業者が施工した場合 +10万円
- 町外から転入された場合 +10万円
- 子育て世帯の場合 +10万円
(必要経費の1/2が限度額です)



Q.条件を満たせば、誰でも利用できますか？

予算がなくなると終了しますので、お申し込み多数の場合、利用いただけない可能性があります。

Q.申請はいつ出しても大丈夫ですか？

着工後の申請をお願いしています。また、住宅の取得や空き家の取得に関する契約を締結してから2年を経過していないことも要件ですので、ご確認ください。

Q.かかった金額が限度額内であれば何回かに分けて補助を利用することもできますか？

いいえ。この制度が利用できるのは一度限りです。複数の修繕を検討される方は一度の申請でまとめていただくようお願いいたします。

Q.リフォーム工事の対象の工種はどのような内容が含まれますか？

居住対象の部分の工事であれば基本的にどのような工種でも利用できます。ですが、外構や車庫、倉庫などの工事は経費の対象外ですので、ご注意ください。

【その他のご注意】

申請には諸条件がございますので、まずはお問い合わせください。改修を行った住宅から5年未満に転居したり、取り壊し、売却、賃貸等を行った場合、補助金を返還していただく場合がございます。

【問い合わせ先】

毛呂山町役場企画財政課企画係 〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2-1
電話 049-295-2112 (内線:321、322)
E-mail kizai@town.moroyama.lg.jp